

平成 年 月 日

鳥取県労働委員会会長 様

被申立人 鳥取産業株式会社代表取締役 乙山次郎
(署名又は記名押印)

答 弁 書

鳥取県労委平成 年(不)第 号 鳥取産業 不当労働行為救済申立事件について、
次のとおり答弁します。

1 答弁の趣旨

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

2 不当労働行為を構成する具体的事実に対する答弁

(1) について

申立人組合が当社従業員で結成されていることは認めるが、結成年月日組合員数につ
いては不知

(2) について

認める。

(3) について

平成 年 月 日、従業員であった甲野太郎を解雇したことは、認めるがその余は
否認する

(4) について

同年同月 日組合が団体交渉を申入れたことは認めるが、その余は否認する。

(5) について

否認する。

3 会社の主張

(1) 被申立人鳥取産業株式会社(以下「会社」という。)が、甲野太郎を解雇したのは同
人の勤務成績不良を理由とするものであり、会社就業規則 条に基づき行ったもので申
立人が主張するように同人の組合活動を理由とするものではない。

(2) 会社は、申立人組合と平成 年 月 日から同年同月 日までに、 回の団体交渉を
行い、会社の経営状況及び賃上げの可能な額を説明し、会社が可能な範囲の譲歩案を示
しているため団体交渉拒否といわれるいわれはない。

4 求釈明

会社が組合員のだれに、いつ、どのような手紙を出したか明かにされたい。